

基本計画見直しに係る当面の対応及び 国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

平成 30 年 7 月 27 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 平成 26 年に国土強靱化基本計画が策定されてから平成 30 年度で 5 年目を迎える。関係各府省庁が国土強靱化基本計画に定める施策の推進方針や「国土強靱化アクションプラン 2018」（平成 30 年 6 月 5 日国土強靱化推進本部決定）に定める推進計画に則り、かつ、各施策の目標が着実に達成されるよう、さらに国土強靱化を進めていくことが重要である。また、社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況、これまで培ってきた経験や教訓を踏まえ、本年中に、国土強靱化基本計画を見直し、国土強靱化の取組みを更に進化させることとする。
- 一方、国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者等が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、本年 7 月 1 日までに 45 都道府県で策定されたが、市区町村については、策定済み又は策定中の市区町村は 132 市区町村と、依然として策定が進んでいない状況にある。国土強靱化の推進に向け、今後は特に市区町村における地域計画の策定を促していくことが重要である。
- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度の拡充や企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組を促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実かつ強力に進めていく必要がある。

2. 国土強靱化基本計画の見直しについて

（1）脆弱性評価について

- 平成 30 年 6 月 5 日の国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に従い、内閣官房及び関係府省庁は、脆弱性評価の作業を進めてきたところ。
- その結果については、「脆弱性評価の結果（案）」としてとりまとめ、国土強靱化推進本部に報告する。

（２）国土強靱化基本計画の案の作成に当たっての意見聴取について

- 国土強靱化推進本部は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」第 17 条第 8 項において準用する同条第 8 項の規定に基づき、平成 30 年 5 月 10 日から 6 月 7 日にかけて意見聴取を行ったところ、803 団体（名）から意見をいただいた。
- 意見については、脆弱性評価に引き続き、内閣官房及び関係府省庁において、基本計画の検討に際し、参考とするものとする。

（３）基本計画の素案の作成について

- 内閣官房及び関係府省庁は協力して、（１）の脆弱性評価の結果を踏まえ、（２）の関係者の意見も参考として、本年中に、国土強靱化基本計画を見直すよう、素案の作成を進める。

3. 施策の着実な推進に向けて

- 関係府省庁は、以下に留意しつつ、国土強靱化アクションプラン 2018 に定められた施策を着実に推進するとともに、国土強靱化基本計画の見直しに向けて、国土強靱化推進本部に報告される脆弱性評価の結果を踏まえ、更に充実すべき施策の検討を行う。

〈地域計画の策定・取組の促進〉

- 地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が必要であり、また、その中で国の施策等を位置づける場合もあることから、関係府省庁（出先機関を含む）は、その策定に当たり、地方公共団体等に対して十分連携・協力を行う。
- 関係府省庁は、地方公共団体が作成した地域計画に基づく施策については、30 の交付金等の交付に当たり、一定程度の配慮を行うなどの支援を行う（別紙 1 参照）。また、国土強靱化基本法第 17 条に基づき実施した意見聴取に対し、多くの地方公共団体から、国の財政支援措置の充実・強化を求める意見が挙げられたことを踏まえ、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について、交付金等の更なる充実を図る。

更に、地域計画の策定及び地域計画に基づき実施される取組が一層進むよう、支援の内容に関してフォローアップや見える化を行い、地方公共団体に周知する等、関係府省庁一体となった支援を重点的に行う。

〈民間取組の促進〉

- 関係府省庁は、意見聴取で出された意見も踏まえ、先導的な取組等の情報提供、各種規制の見直し、税制の活用等、民間の取組推進に資する施策を一層進めるとともに、民間の取組推進に資する各種制度の有効活用に向けて、その周知に努める。また、「国土強靱化民間の取組事例集」や国土強靱化貢献団体認証制度について、関係団体への周知等によりその普及に協力する。

4. 平成 31 年度予算の概算要求等について

- 国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（別紙 2）に基づき、取組を着実に推進する。
- 重点化すべきプログラムは、国土強靱化基本計画の一部として閣議決定されるものであるが、国土強靱化基本計画の見直しが行われることを踏まえ、関係府省庁は、別紙 3 のとおり、「重点化すべきプログラムの案」を申し合わせるとともに、これらを中心として、重点化すべきプログラムの選定の過程（資料 2－3 参照）や、3. も踏まえ、メリハリをつけた平成 31 年度概算要求及び税制改正要望等を行う。
- 内閣官房は、8 月末を目途に、「重点化すべきプログラムの案」を中心として関係府省庁の概算要求及び税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」 の対象となる30の交付金・補助金

【内閣府】地方創生整備推進交付金

【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、
特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金、
無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、
無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN 環境整備支援事業)、
消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文科省】学校施設環境改善交付金

【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金、

【農水省】農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、
農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、
強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、
林業・木材産業成長産業化促進対策、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、
水産基盤整備事業、浜の活力再生交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業(漁港海岸)

【経産省】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、
離島・SS過疎地における流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整
事業)

【国交省】防災・安全交付金

【環境省】循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

7. 安全で安心な暮らしの実現

(3) 防災・減災と国土強靱化の推進

我が国は、その自然条件から、場所を問わず、様々な自然災害が起こりやすい環境にある。国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める。～中略～

強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるとともに、災害時等の社会貢献に取り組む企業等を認証するよう事業継続の認証制度を充実するほか企業の生産力の強靱化を図るなど、地方自治体や民間の取組の促進を図る。安全なまちづくりに向けて、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。また、災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進めるとともに、医療活動訓練等において被災地域で必要とされる医療モジュールについて実証を推進する。さらに、「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。～以下略～

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(2) 社会資本整備等

(重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化)

2020年のインバウンド目標(4000万人)の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、財政投融资も含め官民資金を重点化する環境を計画的に整備する。既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。

「重点化すべきプログラムの案」(案)

重点化すべきプログラムの案については、脆弱性評価の指針（平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定）別紙2に定める45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（プログラム）のうち、下記の起きてはならない最悪の事態に係るプログラムとする。

	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-8	食料等の安定供給の停滞
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃